

## 保護者の皆様へ

保護者の皆様には、3月2日からの一斉臨時休業に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

和歌山県では、新学期から学校再開に向けた取組を進めていましたが、近日中の県内感染者数の増加と、近隣府県が緊急事態宣言の対象地域となることを踏まえ、今後の状況を確認するため、4月12日まで、すべての学校を臨時休業とします。

今後、4月13日以降、早期の学校再開を目指すこととなりますが、御理解と御協力をお願いします。

### 記

#### I 臨時休業中の対応について

- ・ 4月12日までの臨時休業中、入学式を除き、部活動を含めた全ての活動は休止とします。
- ・ 各学校の教員は、一人一人の児童生徒に対し、毎日一回は健康や学習状況について確認するため、電話を入れることにします。
- ・ 学校再開後の感染拡大にも影響を及ぼすため、カラオケ等感染の危険を回避できない場所への立入りは行わないよう指導してください。

#### II 学校再開後、保護者の皆様に御協力していただきたいこと

##### ① 健康観察票

毎朝、検温し、健康観察票に記入して、学校に提出してください。発熱（体温が37.5℃前後）や咳の症状がある場合は、自宅で休養させてください。学校においても健康観察に努め、気になることがある場合には、健康観察票等で連絡します。

##### ② 体調不良時の対応

学校で発熱を確認した場合、保護者に連絡をしますので、速やかに迎えにきていただくようお願いします。

##### ③ 昼食持参

昼食については、生徒ホールの密集をさけるため、可能なかぎり、弁当持参をお願いします。

#### III 学校再開後の学校における対応

##### ① 3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話)を避ける工夫

- ・ 公共交通機関等での過密を避けるために、時差登校の工夫をします。
- ・ 生徒ホールは、人数制限や販売方法に工夫ができる場合のみ、営業可とします。
- ・ 授業中、生徒の対面等を避けるための座席配置や、学習内容の変更を行います。

##### ② 保健管理に関すること

- ・ 学校で発熱を確認した場合、保護者の方に迎えにきていただきますが、他の児童生徒との接触を避けるため、別室での待機とします。
- ・ 各教室の換気を毎時間、徹底するとともに、多くの児童生徒等が手を触れる場所は、1日に1回以上、消毒液による消毒を行います。
- ・ 教職員及び児童生徒は、校内ではマスクを着用することとします。

##### ③ 学校行事や部活動に関すること

- ・ 必要不可欠な行事は、3つの条件を回避し、時間や規模を縮小して実施します。
- ・ 部活動は、原則、校内で短時間の練習に止め、接触度の高い活動や練習は行いません。

#### IV 学校再開後も家庭学習を希望する場合

- ・ 休業期間中に各御家庭で話し合った上、登校に不安を感じ、家庭学習等を希望する場合には、出席扱い等、柔軟な対応や、家庭学習への指導や支援を行いますので、学校に御相談ください。